

## 家庭ごみ収集運搬業務受託申請書

南風原町長様

年 月 日

申請者住所

氏名 印

一般廃棄物(家庭系ごみ)収集運搬業務を受託したいので、南風原町一般廃棄物(家庭系ごみ)収集運搬業務委託業者選定基準要綱第4条に基づき申請いたします。

申込者

住所

氏名

生年月日 年 月 日

連絡先 電話

### ※添付書類

- ①運転免許証写し
- ②自動車検査証、自賠責保険及び任意保険加入証の写し（収集運搬する塵芥収集車、補助自動車等のもの）
- ③健康診断書
- ④完納証明書（町税等）
- ⑤その他（ ）

## 廃棄物処理業務従事経歴書

氏名	
生年月日	
住所	
職歴	
年月日	内容
賞罰	
年月日	内容

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日  
氏名 印

## 誓 約 書

- 1 申請にあたり添付した書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に定める使用人及び法定代理人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号で定める欠格事項のいずれにも該当しないこと。
- 3 本業務を受託した場合、指定された期日までに業務に必要な業務従事者及び機材等を調達すること。
- 4 本業務を受託した場合、業務を確実かつ誠実に自ら実施すること。
- 5 申請者について
  - (1) 南風原町暴力団排除条例に規定する暴力団員ではないこと。
  - (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (3) 上記(1)及び(2)内容について、必要な場合には、南風原町から沖縄県警察本部に対し照会することを承諾すること。

申請に当たり、上記の事項を誓約します。

なお誓約に反した場合には、町のいかなる処置についてもこれに従うとともに、貴町に対して損害賠償請求その他一切の異議申立てを行いません。

南風原町長 赤嶺 正之 殿

令和 年 月 日

誓約者 印

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (法律第7条第5項第4号に抜粋)

### 第二節 一般廃棄物処理業

#### (一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

- へ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの
- 又 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの